

市川市次期クリーンセンター整備・運営事業

入札説明書

令和6年8月

市川市

市川市次期クリーンセンター整備・運営事業 入札説明書

市川市次期クリーンセンター整備・運営事業（以下「本事業」という。）に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、本事業に関する入札説明書等による。

入札説明書等は、令和6年4月26日に公表した「市川市次期クリーンセンター整備・運営事業事業概要説明書」（添付資料を含む。以下「事業概要説明書」という。）及び事業概要説明書に対する質問と回答（以下事業概要説明書と併せて「事業概要説明書等」という。）を反映したものである。

入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に対する質問と回答によるものとし、入札参加者は、これらを踏まえ、入札等に必要の手続を行うものとする。

1. 公告日

令和6年8月2日

2. 発注者

市川市長 田中 甲

3. 事業概要

3.1 事業名称

市川市次期クリーンセンター整備・運営事業

3.2 場所及び敷地面積（事業実施区域）

千葉県市川市田尻 1003 番 1 外 約 21,000m²

3.3 種類

一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。以下同じ。）

3.4 施設の概要

市川市次期クリーンセンターの概要は、燃やすごみを主に処理するエネルギー回収型廃棄物処理施設（以下「ごみ焼却処理施設」という。）、燃やさないごみを主に処理するマテリアルリサイクル推進施設（以下「不燃・粗大ごみ処理施設」という。）（2施設を総称して「市川市次期クリーンセンター」という。）とする。

3.5 基本方針

平成29年3月に策定した「次期クリーンセンター施設整備基本計画」において、次に掲げる5つの基本方針を市川市次期クリーンセンターの施設計画、設計、建設及び運営の全般にわたる指針として位置付けるものである。

- ・ 効率的に熱エネルギーを回収する施設とする

- ・ 安全性・安定性に優れた施設とする
- ・ 災害に対して強靱な施設とする
- ・ 市民への情報発信の拠点となる施設とする
- ・ 経済性に優れた施設とする

また、近年の廃棄物処理施設に求められる役割に目を向けると、令和5年6月30日に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」で「脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組」が基本的理念のひとつとして掲げられるなど、より効率の高いエネルギー回収、災害時の防災拠点としての活用、環境学習拠点としての役割・機能等が求められている。

したがって、事業者は、以上の内容を踏まえた施設の整備・運営を行い、市民にとって常に魅力的な施設であり続けるよう努めることとする。

3.6 事業方式

本事業は、市川市（以下「市」という。）が所有するごみ焼却処理施設等の整備及び運営を一括して民間事業者を実施させる DBO（Design Build Operate デザイン ビルド オペレート）方式により実施する。

また、本事業を実施する民間事業者は、市川市次期クリーンセンターの運営の遂行のみを目的とした会社法（平成17年法律第86号）に規定する株式会社（以下「運営事業者」という。）を設立することは必要としていないが、運営事業者の設立自体を妨げるものではない。

事業者は、現施設が稼働している間に次期クリーンセンターを整備し、市に引き渡したうえで次期クリーンセンターの運営を実施する。

3.7 本事業の業務内容

本事業において事業者が実施する主な業務を次の(1)から(3)までに示す。なお、より詳細な業務内容については、次の添付資料（各資料に係る質問回答書を含む）を参照のこと。

- ・ 「市川市次期クリーンセンター整備・運営事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）
- ・ 「市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する基本協定書（案）」（以下「基本協定」という。）
- ・ 「市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する基本契約書（案）」（以下「基本契約」という。）
- ・ 「市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備請負契約書（案）」（以下「施設整備請負契約」という。）
- ・ 「市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する運営業務委託契約書（案）」（以下「運営業務委託契約」という。）

(1) 経営管理業務

本事業を長期複数年にわたり安定的に継続させるための事業者自らの経営管理業務

(2) 施設整備業務

次期クリーンセンターを整備するために必要な次の業務

- ① 設計業務
- ② 建設業務

(3) 施設運營業務

次期クリーンセンターを運営するために必要な次の業務

① 次期クリーンセンターの運転管理業務

ごみ焼却処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設の運転管理等とする。

② 次期クリーンセンターの維持管理業務

次期クリーンセンターの補修・更新、清掃管理、樹木等植栽管理、巡回、周辺住民等との協働、広域・相互支援等への協力、安全衛生管理・防災管理、情報管理（各種記録等の作成・保管）、その他次期クリーンセンターの維持管理に必要な業務等とする。

③ 施設運營業務期間終了時の市への引継ぎ業務

事業者は、本事業期間終了時に次期クリーンセンターの要求水準を満足する状態に保って市に引き継ぐものとする。次期クリーンセンターの本事業期間終了時の措置については、本事業期間終了日の5年前から、市及び事業者は協議を開始するものとする。詳細は要求水準書に定めるとおりとする。

④ 環境負荷の低減

運營業務委託契約、要求水準書等、運営マニュアル及び運転管理計画に従い、地球温暖化・気候変動対策としてCO₂排出量削減に向けてごみ焼却処理施設を運転することにより発生する余熱を利用して発電を行い、高効率設備による発電量の最大化と施設の省エネルギーにより送電端電力量の最大化を図る。なお、発電した電気は次期クリーンセンターや管理棟、外部余熱利用施設（事業範囲外）で利用するほか、余剰電力を第三者に売電する。この場合において、売電による売上げは、市の収入とする。

また、余熱の一部は、外部余熱利用施設（事業範囲外）にも供給する。

3.8 事業期間等

(1) 事業期間

本事業は、本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日（令和7年6月予定）から令和32年12月末までの約25.5年間を事業期間とする。

そのうち、施設整備期間は、事業契約の締結日（令和7年6月予定）から令和12年12月末日までの約5.5年間とする。また、施設運営期間は、次期クリーンセンターの引渡日の翌日から令和32年12月末日までの20年間とする。

① 施設整備期間：約5.5年（令和7年6月～令和12年12月末日）

② 施設運営期間：20年（令和13年1月～令和32年12月末日）

(2) 入札公告後のスケジュール

入札公告後のスケジュールは次のとおり予定している。ただし、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

和暦	月日	項目
令和6年	8月2日	入札公告
	8月2日～同月16日	現地見学会の参加申込期間
	8月2日～同月20日	入札説明書等に関する質問（第1回）の受付期間
	8月23日・同月26日・同月27日	現地見学会
	9月2日	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答の公表
	8月2日～9月5日	入札参加資格確認申請受付期間
	9月11日	入札参加資格確認結果の通知
	9月12日～同月18日	入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明の受付期間
	9月12日～同月18日	入札説明書等に関する質問（第2回）の受付期間
	9月12日～同月18日	入札参加者ヒアリングの参加申込期間
	9月27日	入札参加資格がないと認められた者に対する理由の回答
	9月27日	入札説明書等に関する質問（第2回）への回答の公表
	9月27日	入札参加者ヒアリング日時の通知
	10月10日・同月11日	入札参加者ヒアリング
	10月10日～同月22日	入札説明書等に関する質問（第3回）の受付期間
	11月6日	入札説明書等に関する質問（第3回）への回答の公表
	12月9日～同月16日	入札書及び事業者提案書の受付期間
令和7年	1月下旬	提案内容ヒアリング
	2月20日	開札
	2月下旬	落札者の決定及び公表
	3月上旬	基本協定締結
	5月上旬	事業契約締結（仮契約）
	6月下旬	事業契約締結（本契約）
令和12年	12月末日	市川市次期クリーンセンターの引渡し
令和13年	1月1日	市川市次期クリーンセンターの供用開始
令和32年	12月末日	事業終了

3.9 対価の支払

市は、本事業の実施の対価について、次の(1)及び(2)に掲げる費用を事業者に支払う。

(1) 施設整備費

市は、次期クリーンセンターの整備を実施する施設整備企業に対して本事業における施設整備業務の実施の対価（以下「施設整備費」という。）を支払う。

① 前払金の支払条件

(ア) 予定価格の範囲内であり、市川市次期クリーンセンター整備・運営事業低入札価格調査実施要綱（以下「低入要綱」という。）に基づく、調査基準価格以上の価格で契約締結した場合

- ・ 契約後に所定の手続きの上、各会計年度における出来高予定額の100分の40以内の額を各会計年度にそれぞれ請求できる。ただし、契約年度は100分の40以内であって、2億円を限度とする（契約年度の出来高予定額は5億円を上限とする）。なお、契約年度の翌年度（以下「翌会計年度」という。）以降については、前会計年度末における請負金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、達するまでは当該会計年度の前払金を請求することができない。

(イ) 低入要綱に基づく調査基準価格に満たない価格で契約締結した場合

- ・ 契約後に所定の手続きの上、各会計年度における出来高予定額の100分の20以内の額を各会計年度にそれぞれ請求できる。ただし、契約年度は100分の20以内であって、1億円を限度とする（契約年度の出来高予定額は5億円を上限とする）。なお、翌会計年度以降については、前会計年度末における請負金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、達するまでは当該会計年度の前払金を請求することができない。

② 部分払の支払条件

各会計年度に出来形検査を受け、当該会計年度における施設整備費の支払いの限度額の範囲内で、施設整備業務の履行部分並びに事業用地等に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する施設整備費相当額の100分の90以内の額について請求できる。また、この請求は原則として各会計年度あたり1回を限度とする。なお、契約年度の出来高予定額は5億円を上限とする。

③ その他

本件は、市川市公契約要綱第4条第3項の規定による労働環境の確認及び賃金支払いの確認の適用契約である。なお、事業者は、労働条件審査の受審に当たり、社会保険労務士との間で、当該労働条件審査の受審に係る契約を締結するものとし、労働条件審査の受審に要する費用は、事業者の負担とする。

(2) 施設運営費

施設運営費は固定費と変動費から構成される。変動費とは施設の運転管理に必要な処理対象物 1t 当たりの燃料費、薬剤費、光熱水費（基本料金を除く）とし、固定費とはそれら以外の運転管理及び維持管理等に必要な全ての費用とする。

市は、次期クリーンセンターの運営（経営管理を含む。）を実施する施設運営企業又は運営事業者に対して本事業における施設運営業務の実施の対価（以下「施設運営費」という。）を支払う。

支払額は、20 年間の合計額を 20 年で等分した額を支払う。支払回数と支払時期については、原則として四半期ごとの 4 回とするが、初年度の初回支払時期については施設運営業務開始時期に応じて協議とする。各支払金額は、固定費については各年度の施設運営費を運営月数で除した金額に各支払期の実績月数を乗じた金額とし、変動費については各支払期の処理対象物の実績処理量に変動費単価を乗じた金額とする。なお、実績処理量は運転記録報告書により確定するものとし、この場合において 1t 未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。支払金額は、業務完了の検査合格後、受託者からの適切な支払い請求を受けた日から 30 日以内に契約金額の全額を支払う。四半期ごとに支払う施設運営費に 1 円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

なお、収入の区分については、以下のとおりとする。

- ・ 処理手数料は、市の収入とする。
- ・ 売電の売上げは、市の収入とする。
- ・ 有価物の売上げは、市の収入とする。

本件は、市川市公契約要綱第 4 条 3 項の規定による労働環境の確認及び賃金支払いの確認の適用契約である。なお、事業者は、労働条件審査の受審に当たり、社会保険労務士との間で、当該労働条件審査の受審に係る契約を締結するものとし、労働条件審査の受審に要する費用は、事業者の負担とする。

3.10 本事業の実施に関する協定等

市は、本事業の実施にあたり、次の(1)から(4)までに掲げる協定等を事業者と締結する。

なお、事業契約は、次の(2)から(4)までに掲げる基本契約、施設整備請負契約及び運営業務委託契約から構成されるものとする。

(1) 基本協定

市は、事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

(2) 基本契約

市は、事業者との間で、本事業を実施するために必要な基本的事項を定めた基本契約を締結する。なお、この基本契約は、下記の(3)に示す令和 7 年 6 月（予定）に開催する議会の可決を経て本契約とする。この基本契約は、施設整備請負契約を効力発生条件とする。

(3) 施設整備請負契約

市は、施設整備企業との間で、次期クリーンセンターを整備するために必要な事項を定めた施設整備請負契約を締結する。この施設整備請負契約の締結については、市川市議会

の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 27 号）第 2 条の規定により、議会に付さなければならない。

(4) 運營業務委託契約

市は、施設運営企業又は運営事業者との間で、次期クリーンセンターの運営を実施するために必要な事項を定めた運營業務委託契約を基本契約の締結日付で締結する。なお、この運營業務委託契約は、施設整備請負契約を効力発生条件とする。

3.11 遵守すべき法令及び許認可等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令、条件等を遵守するものとする。

4. 入札の参加資格要件等

入札参加者は、次の 4.1 に掲げる構成等とし、4.2 に掲げる資格要件を全て満たしていること。なお、参加資格確認基準日（以下「基準日」という。）は、入札公告日とする。

4.1 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、次期クリーンセンターの整備及び運営を実施する民間事業者（単独企業又は複数の企業により構成される企業グループ）とすること。なお、構成企業のうち 1 者が、複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の構成企業で分担することは差し支えない。
- ② 入札参加者は、応募にあたり、構成企業を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ③ 入札参加者は、構成企業の中からプラントの設計及び建設を担当する企業を、入札参加者を代表する構成企業（以下「代表企業」という。）として定めること。なお、当該代表企業が入札手続を実施するとともに、施設整備業務、施設運営業務のそれぞれにおいて、事業期間にわたり適正かつ確実に遂行できるような仕組みを構築する役割及び義務を負うものとする。
- ④ 施設整備業務を行う企業は、単独または民法上の組合契約に基づく共同事業体とする。
- ⑤ 運営事業者を設立する場合の施設運営業務を担当する企業は出資企業でなければならない。
- ⑥ 運営事業者を設立する場合、代表企業は出資企業でなければならない。
- ⑦ 運営事業者を設立しない場合、代表企業は施設運営企業を構成する企業でなければならない。
- ⑧ 運営事業者を設立しない場合の施設運営業務を行う企業は、単独または民法上の組合契約に基づく共同事業体とする。
- ⑨ 代表企業及び構成企業の変更は原則として認めない。
- ⑩ 構成企業が、他の入札参加者における構成企業ではないこと。
- ⑪ 構成企業と、会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社（以下「親会社」という。）又は同条第 3 号に規定する子会社（以下「子会社」という。）及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 5 項に規定する関連

会社に該当する各法人は、それぞれ他の入札参加者の構成企業となることはできない。

⑫ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは認めない。

4.2 参加資格要件

(1) 共通の要件

構成企業は、以下の要件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本事業の落札決定前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法(昭和27年法律第172号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者(国土交通省の一般競争参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。)
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者(国土交通省の一般競争参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。)
 - エ 本事業の公告の日から落札者決定までの間において、市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者
 - オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者
 - カ 中小企業等共同組合法(昭和24年法律第181号)第3条各号に規定する中小企業等協同組合に当たるものが入札参加申請をした場合における当該協同組合の理事会の構成員が所属する他の法人又は個人
 - キ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
 - ク 建設業において、以下に定める届出の義務を履行していない者
 - (ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - (イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
 - (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
 - ケ 本事業に係るアドバイザー業務に関与している者、本事業に係る市が設置する市川市次期クリーンセンター整備及び運営事業者選定意見交換会(以下「意見交換会」という)の学識経験者及び品質確保の促進にかかる学識経験者の意見聴取実施要領に基づく学識経験者との間に資本面若しくは人事面において関連がある者は、代表企業、構成企業及び下請企業になることはできない。

なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資総額の100分の50以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは当該企業の役員を兼ねている者をいう。

本事業のアドバイザー業務にかかわっている者は以下のとおりである。

株式会社日建設計

- コ 事業概要説明書等の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、意見交換会の学識経験者及び品質確保の促進にかかる学識経験者の意見聴取実施要領に基づく学識経験者と人的関係がある法人・団体に対し、接触等の働きかけを行った者
- サ 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和 50 年 12 月 13 日施行）別表第 1 及び別表第 2 に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者
- シ 市が発注した建設工事について、公告日前 3 か月以内に工事完成検査評定通知書により 60 点未満の通知を受けている者。ただし、当該通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 14 日を経過した日を「通知を受けた日」とする。
- ス 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていない者及び同法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査を受けておらず、同法第 27 条の 29 第 1 項の規定による総合評定値の通知を受けていない者

(2) 各業務を行う者の要件

① 施設整備業務を実施する企業の要件

施設整備業務は単独又は複数の企業で実施するものとする。施設整備業務を複数の企業で実施する場合は、各企業は分担する業務に関する以下の要件を全て満たすものとする。

ア プラントの設計及び建設を実施する企業の要件

基準日において、以下の要件をすべて満たす者とし、単独企業とする。

(ア)	市川市入札参加業者適格者名簿（建設工事）に登録されている者。
(イ)	本市の清掃施設工事の格付等級が A ランクの者。
(ウ)	清掃施設工事における特定建設業の許可を受けている者。
(エ)	<p>公告日より過去 15 年間に於いて、以下の条件をすべて満たす地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設の設計及び建設を元請として完成した実績（PFI 事業、DBO 事業又は DB 方式における構成企業としての実績は対象とする。ただし、プラントの設計及び建設を共同施工方式による共同企業体としての実績は代表構成員に限り、分担施工方式による共同企業体としての実績は出資比率 20% 以上の者に限る。施設整備業務を共同企業体で実施した実績は、プラントの設計及び建設を実施した主たる企業であるものに限る。）を有する者。なお、以下の条件を満たす一般廃棄物処理施設は、同一施設でなくても構わない。</p> <p>A. 焼却処理能力が 1 炉当たり 100t/日以上かつ複数炉構成の全連続式ストーカ炉方式で、蒸気タービン式発電設備を有する焼却処理施設。</p> <p>B. 破碎・選別処理能力が 10t/5h 以上の高速回転破碎機を有する不燃・粗大ごみ処理施設。</p> <p>C. 環境省（旧厚生省）の策定した廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針（平成 10 年 10 月 28 日生活衛生局環境部長通知）に適合する一般廃棄物処理施設。</p>
(オ)	ア 清掃施設工事について、監理技術者を、本工事に専任で配置すること。ただし、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項ただし書に規定す

	<p>る監理技術者の職務を補佐する者を本工事に専任で配置する場合は、専任を要しない。</p> <p>イ 監理技術者の専任配置は、プラント工事着手日の前日から要するものとする。</p> <p>ウ 監理技術者は、プラントの設計および建設を実施する企業と応募資格審査書類の受付開始日の3か月以上前から直接的な雇用関係にある者とする。</p>
(カ)	<p>次の実績を有する管理技術者及び照査技術者を配置できる者。なお、これらの技術者は、プラントの設計および建設を実施する企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者であること。また、管理技術者は、照査技術者を兼ねることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設（全連続式ストーカ炉方式で蒸気タービン式発電設備を有する焼却処理施設）の設計業務を担当し、完了した実績を有する者。

イ 建築物の設計を実施する企業の要件

基準日において、以下の要件をすべて満たす者とし、単独企業とする。

(ア)	市川市入札参加業者適格者名簿（測量・コンサルタント）に登録されている者。
(イ)	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者。
(ウ)	公告日より過去15年間に於いて、地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設（蒸気タービン式発電設備を有するごみ焼却処理施設）の建築物に係る設計を担当し、完了した実績を有する者（PFI事業、DBO事業又はDB方式における構成企業としての実績は対象とする。ただし、建築物の設計を共同施工方式による共同企業体としての実績は代表構成員に限る。施設整備業務を共同企業体で実施した実績は、建築物の設計を実施した主たる企業に限る。）。
(エ)	建築士法第4条に規定による一級建築士の登録を受けている者を配置できる者。なお、技術者は建築物の設計を実施する企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者であること。

ウ 建築物の建設を実施する企業の要件

基準日において、以下の要件をすべて満たす者とし、単独企業又は特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）とする。

建設JVを組成する場合は、構成員数は2社として、代表構成員の出資比率は、50%を超えていなければならない。他の構成員は、出資比率は30%以上でなければならない。詳細は、「市川市特定建設工事共同企業体発注基準」を参照すること。なお、各構成員は、別に定める特定建設工事共同企業体協定書により、協定を締結しなければならない。

単独企業は、(ア)～(オ)に掲げるすべての参加資格要件を満たす者とする。建設JVで応募する場合は、代表構成員は、以下の要件をすべて満たす者とし、他の構成員は(ア)～(ウ)の要件を満たすこと。

(ア)	市川市入札参加業者適格者名簿（建設工事）に登録されている者。
(イ)	本市の建築一式工事の格付等級がAランクの者。
(ウ)	建築一式工事における特定建設業の許可を受けている者。
(エ)	公告日より過去15年間に於いて、地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設（蒸気タービン式発電設備を有するごみ焼却処理施設）の建築物に係る建設を担当し、完成した実績（PFI事業、DBO事業又はDB方式における構成企業としての実績は対象とする。ただし、建築物の建設を共同施工方式による共同企業体の場合は代表構成員に限り、分担施工方式による共同企業体としての実績は出資比率20%以上の者に限る。施設整備業務を共同企業体で実施した実績は、建築物の建設を実施した主たる企業に限る。）を有する者。
(オ)	ア 監理技術者を、本工事に専任で配置すること。ただし、建設業法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の職務を補佐する者を本工事に専任で配置する場合は、専任を要しない。 イ 監理技術者の専任配置は、工事着手日の前日から要するものとする。 ウ 監理技術者は、建設企業と応募資格審査書類の受付開始日の3か月以上前から直接的な雇用関係にある者とする。

② 施設運營業務を実施する企業の要件

施設運営企業は、以下の要件を満たすこと。施設運營業務は単独又は複数の企業で実施するものとする。なお、施設運營業務を複数の企業で実施する場合は、同一の業務を複数の企業で実施する場合、少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の要件を全て満たすものとする。また、施設運営企業は 3 社以内とする。

ア 運転管理業務を実施する企業の要件

基準日において、以下の要件をすべて満たす者。

(ア)	市川市入札参加業者適格者名簿（委託または建設工事）に登録されている者。
(イ)	<p>公告日より過去 15 年において、以下の条件を満たす一般廃棄物処理施設における 1 年以上の運転管理実績を有する者。なお、以下の条件を満たす一般廃棄物処理施設は、同一施設でなくても構わない。（P F I 事業、D B O 事業における構成企業としての実績および長期包括業務委託は対象とする。）</p> <p>A. 焼却処理能力が 1 炉当たり 100t/日以上かつ複数炉構成の全連続式ストーカ炉方式で、蒸気タービン式発電設備を有する焼却処理施設。</p> <p>B. 破碎・選別処理能力が 10t/5h 以上の高速回転破碎機を有する不燃・粗大ごみ処理施設。</p>

イ 維持管理業務を実施する企業の要件

基準日において、以下の要件をすべて満たす者。

(ア)	市川市入札参加業者適格者名簿（委託または建設工事）に登録されている者。
-----	-------------------------------------

5. 担当部局

市川市 環境部クリーンセンター建設課

郵便番号 〒272-8501

住所 千葉県市川市南八幡 2 丁目 20 番 2 号

電話番号・FAX 047-712-6304・047-712-6308

メールアドレス seisoshisetsukeikaku@city.ichikawa.lg.jp

市川市公式 Web サイト <https://www.city.ichikawa.lg.jp/env05/index.html>

6. 入札参加資格の確認

6.1 入札参加資格確認申込み

入札参加希望者は、本件入札に参加することを表明し、4 に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、「市川市次期クリーンセンター整備・運営事業 提出書類の記載要領」（以下「記載要領」という。）に定める参加表明書、入札参加資格確認申請書及びその他入札参加資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）を提出し、本件入札に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

(1) 提出書類

提出書類は記載要領に従い作成すること。

(2) 提出期間

令和6年8月2日（金曜日）から9月5日（木曜日）正午までの期間の土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日の午前9時から午後5時まで。

(3) 提出場所

「5.担当部局」に同じ。

(4) 提出方法

持参により提出すること。なお、持参する日の前日の午後5時までに、5の担当部局に電話にて持参する日時を必ず報告すること。

6.2 入札参加資格の確認

本件入札に係る結果は、令和6年9月11日（水曜日）までに通知する。

なお、入札参加者は、施設整備請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、4に掲げる入札参加資格を有していなければならない。施設整備請負契約の承認に係る議会の議決日までの間、4に掲げる入札参加資格を満たさなくなった場合又は落札者の入札が18に規定する入札の無効に該当することが判明した場合は、落札決定を取り消し、契約を締結しないことができるものとし、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

この場合において、市は、本来の落札者となるべき者が特定される場合は、当該落札者となるべき者を落札者とし、契約の相手方とする。

6.3 その他

- ① 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 市は、提出された参加表明書等を、本件入札に係る入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された参加表明書等は、落札者の決定後、落札者以外の入札参加希望者又は入札参加者から提出されたものについては、市が適切に処分する。
- ④ 入札参加資格確認後は、代表企業及び構成企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めない。
- ⑤ 参加表明書等の提出期限以降における参加表明書等の差し替え及び再提出は認めない。したがって、入札参加希望者は記載要領を熟読し、脱漏又は不備等が無いように特段の注意を払い、参加表明書等を作成すること。
- ⑥ 参加表明書等に関する問合せは、「9.入札説明書等に対する質問」により行うこと。

7. 参考資料の貸与申請

7.1 申請期間

令和6年8月2日（金曜日）から9月5日（木曜日）正午まで

7.2 提出場所

「5.担当部局」に同じ。

7.3 提出方法

電子ファイルは電子メールにより送信すること。なお、電子メールの送信後、5の担当部局に電話にて電子メールの着信を必ず確認すること。

7.4 受取方法

5の担当部局と日程調整の上、未使用品（新品）DVD-Rを持参すること。

8. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

8.1 説明の要求

入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、市に対して本件入札に係る入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(1) 受付期間

令和6年9月12日（木曜日）から9月18日（水曜日）正午まで。

(2) 提出場所

「5.担当部局」に同じ。

(3) 提出方法

電子ファイルは電子メールにより送信すること。なお、説明を求めた者に対して、市が受領メールを返信する。受領メールがない場合は、質問・意見が提出されていないものとして取り扱うものとする。

8.2 理由の回答

市は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対して令和6年9月27日（金曜日）までに書面により回答する。

9. 入札説明書等に対する質問

入札説明書等に対する質問がある場合は、記載要領に従い質問書を提出すること。

質問書の提出については、第1回は参加表明書等の提出を予定している入札参加希望者のみが、第2回及び第3回は入札参加資格の確認を受けた入札参加者（以下「入札参加者」という。）の代表企業のみが、それぞれ提出できるものとする。

9.1 提出期間

第1回：令和6年8月2日（金曜日）から8月20日（火曜日）正午まで

第2回：令和6年9月12日（木曜日）から9月18日（水曜日）正午まで

第3回：令和6年10月10日（木曜日）から10月22日（火曜日）正午まで

9.2 提出場所

「5.担当部局」に同じ。

9.3 提出方法

質問書はMicrosoft Word（Word 2013に対応した形式とする。）で作成した電子ファイルとし、当該電子ファイルを電子メールにより送信すること。なお、質問書を提出した者に対して、市が受領メールを返信する。受領メールがない場合は、質問・意見が提出されていないものとして取り扱うものとする。

9.4 回答公表予定日

- 第1回：令和6年9月2日（月曜日）
- 第2回：令和6年9月27日（金曜日）
- 第3回：令和6年11月6日（水曜日）

10. 現地見学会

現地見学会を希望する事業者は、記載要領に従い現地見学会に係る書類を提出すること。

10.1 開催日

令和6年8月23日（金曜日）・8月26日（月曜日）・8月27日（火曜日）

10.2 開催場所

千葉県市川市田尻 1003 番 1 外

10.3 参加申込方法

(1) 受付期間

令和6年8月2日（金曜日）から8月16日（金曜日）正午まで。

(2) 提出方法

電子ファイルは電子メールにより送信すること。なお、電子ファイルを提出した者に対して、市が受領メールを返信する。受領メールがない場合は、電子ファイルが提出されていないものとして取り扱うものとする。

10.4 見学に当たっての注意事項

- ① 現地見学会は、午前又は午後の90分を1単位とし、各入札参加者で1単位までとする。市で日程調整の上、現地見学会に係る書類を提出した事業者へ通知する。
- ② 現地見学会への参加者は10名以内とする。見学に当たっては、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を参加者自身が持参すること。
- ③ 複数の企業により構成される企業グループで入札参加を予定している場合は、1つの入札参加者として現地見学会に参加することも可とする。
- ④ 現地見学会に参加できるものは、「4.2 参加資格要件（2）」の各業務を行う者の要件におけるいずれかの実績要件を満たす企業とする。なお、複数の企業により構成される企業グループで参加する場合は少なくとも1者は実績要件を満たしていること。

11. 入札参加者ヒアリング

入札説明書等に示された内容について、入札参加者と市との間における相互理解を深めることを目的として、入札参加者と市が個別に対面形式により入札説明書等の内容について確認するための入札参加者ヒアリングを行う。

入札参加者の代表企業は、記載要領に従い参加を申し込むこと。なお、入札参加ヒアリングへの参加者は8名以内とする。

11.1 参加申込方法

入札参加者の代表企業は、記載要領に定める入札参加者ヒアリング参加申込書、本入札説明書に関する確認事項及び入札参加者が検討中の様式17の一部（配置図、建築パース及び動線計画）を12部及び電子データ（CD-R）1部を令和6年9月12日（木曜日）から9月18日（水曜日）正午までの間に5の担当部局へ持参すること。なお、持参する日の前日の午後5時までには、5の担当部局に電話にて持参する日時を必ず報告すること。

市は、令和6年9月27日（金曜日）までに、参加申込みのあった入札参加者に対して入札参加者ヒアリングの日時を通知する。なお、入札参加者ヒアリングについては令和6年10月10日（木曜日）・11日（金曜日）に行う予定である。

11.2 入札参加者ヒアリングの実施方法

本入札説明書に関する確認事項に基づき、市と入札参加者との間で個別に対面形式により本入札説明書の内容についての相互確認を行うものとし、入札参加者が検討している提案内容に関する助言又は評価は行わない。

12. 入札書及び事業者提案書の提出

入札参加者は、記載要領に従い、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した事業者提案書（12部及び電子データ（CD-R）1部）を提出すること。また、入札書（様式第14号）には、施設整備費及び施設運営費の内訳書（様式第15-1、15-2号）を添付すること（入札直後に行う再度の入札では不要とするが、落札者は後日、当該落札金額に応じた内訳書（様式第15-1、15-2号）及び様式17（Ⅱ-4-1～Ⅱ-4-5）を速やかに提出すること。）。入札書等の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

なお、以下の提出日時に入札書及び事業者提案書を提出しない入札参加者は本件入札に参加することができない。

12.1 提出期間

令和6年12月9日（月曜日）から令和6年12月16日（月曜日）午後3時まで

12.2 提出場所

「5.担当部局」に同じ。

12.3 提出方法

持参により提出すること。なお、持参する日の前日の午後5時までには、5の担当部局に電話

にて持参する日時を必ず報告すること。

13. 入札方法

13.1 入札方法

- ① 入札参加者は、本入札説明書及び本入札説明書に対する質問への回答を熟覧のうえ、入札書を提出しなければならない。
- ② 入札書は事業者提案書とともに持参すること。
- ③ 入札書は、記載要領に従い作成し、封かんのうえ、入札参加者の氏名（グループ名及び代表企業名）を表記し、12.1 に示す期間に、事業者提案書とともに提出しなければならない。
- ④ 入札書の提出は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名を記載して提出しなければならない。
- ⑤ ④の入札書は12.1 に示す期間に到着しないものは無効とする。
- ⑥ 入札書を提出するにあたっては、市により入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れること。
- ⑦ 入札書に添付する施設整備費及び施設運営費の内訳書は、入札書と同じ中封筒に入れること。
- ⑧ 入札参加者は、代理人（入札参加者により完成された入札書を伝達する使者は含まない。）をして入札させるときは、その委任状を作成し、⑥と同様に委任状を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れること。
- ⑨ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ⑩ 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人にすることができない。
- ⑪ 一旦提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

13.2 入札の辞退

入札参加者は、入札書及び事業者提案書の提出期限までは、いつでも入札を辞退することができる。この場合、記載要領に定める入札辞退届を「5.担当部局」に直接持参すること。

13.3 公正な入札の確保

- ① 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ③ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

13.4 入札の中止等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。

13.5 予定価格

本件入札の予定価格は、施設整備及び維持管理・運営の合計額に設定する。

予定価格は落札者の決定後に公表する。

提案審査の総合評価値を算出する際の入札価格に定量化限度額を設定する。

定量化限度額は落札者の決定後に公表する。

13.6 低入札価格調査

本件入札の調査基準価格は、施設整備費及び施設運営費の合計額に設定する。

落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、低入要綱に基づく低入札価格調査を実施する。

調査の対象となった者は資料の提出及び事情聴取等調査に協力しなければならない。

なお、低入札価格調査を行った結果、低入要綱の規定により落札者としがない場合がある。

13.7 再度入札

地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、調査基準価格以上で予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う（すべての入札者が調査基準価格に満たない入札をした場合を除く）。

なお、再度入札を行う場合に、調査基準価格に満たない入札者がいるときは、低入札価格調査終了後、その結果を入札参加者に通知したのちに開札するものとする。

14. 事業者提案書

14.1 事業者提案書

事業者提案書の構成は次のとおりとし、記載要領の定めるところに従い作成すること。また、事業者提案書の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

① 基礎審査資料

ア 施設整備性能基準に関する事項

イ 経営管理に関する事項

ウ 施設整備業務に関する事項

エ 施設運営に関する事項

② 提案審査資料

ア 効率的に熱エネルギーを回収する施設に関する事項

イ 安全性・安定性に優れた施設に関する事項

ウ 災害に対して強靱な施設に関する事項

エ 市民への情報発信の拠点となる施設に関する事項

- オ 経済性に優れた施設に関する事項
- カ 環境に配慮した施設に関する事項
- キ 周辺環境と調和した施設に関する事項
- ク その他

14.2 事業者提案書の取扱い

① 著作権等

事業者提案書の著作権は、当該書類を提出した入札参加者に帰属するものとする。

ただし、公表、展示その他市が本事業に関して必要と認める範囲において、入札参加者の同意を得て、市は、これを無償で使用することができるものとする。

また、落札者決定に至らなかった入札参加者の提案については、本事業の公表の目的以外には使用しない。

② 特許権等

事業者提案書に記載された提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、運転管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。

③ 資料の公開

市は、落札者の決定後、本件入札結果の公表の一環として、必要に応じて入札参加者から提出された事業者提案書（選定に至らなかった入札参加者からの事業者提案書を含む。）の一部を公開することができるものとする。ただし、公開に際しては、提案した入札参加者のノウハウや手法を特定することができるなど、公開されることにより提案した入札参加者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については当該入札参加者と協議して対応する。

14.3 その他

- ① 本件入札において市が入札参加者に提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- ② 入札参加者は複数の提案を行うことはできない。
- ③ 事業者提案書の提出後は、事業者提案書の変更はできない。
- ④ 事業者提案書に関する問合せは、「9.入札説明書等に対する質問」により行うこと。

15. 入札保証金及び契約保証金

15.1 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者となった場合において、正当な理由がなく契約を締結しないときは、市は入札価格に 100 分の 110 を乗じた金額の内訳における施設整備費の 100 分の 5 に相当する額と施設運営費の総額を 20 で除した額（以下「年間施設運営費」という）の 100 分の 5 に相当する額の合計額を違約金として徴収できるものとする。

15.2 契約保証金

① 施設整備期間における保証

施設整備請負契約を締結するときは入札価格に 100 分の 110 を乗じた金額の内訳における施設整備費の 100 分の 10 以上の保証を付すものとする。ただし、調査基準価格に満たない価格で申し込みをした場合は、入札価格に 100 分の 110 を乗じた金額の内訳における施設整備費の 100 分の 30 以上の額の契約保証金を納めなければならない。また、落札者が市川市財務規則第 117 条第 2 項及び第 3 項第 1 号又は第 2 号に該当する保証を付したときは、契約保証金の納付を免除とする。

なお、契約保証金の返還請求は施設整備期間終了後に行うこととする。

② 施設運営期間における保証

運営業務委託契約を締結するときは、年間施設運営費の 100 分の 10 以上の保証を付すものとする。ただし、調査基準価格に満たない価格で申し込みをした場合は、年間施設運営費の 100 分の 30 以上の額の契約保証金を納めなければならない。また、落札者が市川市財務規則第 117 条第 2 項及び第 3 項第 1 号又は第 2 号に該当する保証を付したときは、契約保証金の納付を免除とする。

なお、契約保証金の返還請求は施設運営期間終了後に行うこととする。

16. 開札

16.1 日時（予定）

令和 7 年 2 月 20 日（木曜日）14 時 ※変更となる場合がある。

16.2 場所

市川市役所

16.3 その他

市は、開札場所等の詳細が決まり次第、入札書及び事業者提案書を期限内に提出した入札参加者に対して通知する。

入札参加者の代表企業又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。

ただし、本件は総合評価一般競争入札（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項及び地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項に定める一般競争入札をいう。以下同じ。）であることから、開札時には落札者の決定を保留とし、開札を終了する。入札参加資格があることが確認された者が 1 者である場合又は再度の入札者が 1 者となった場合においても同様とする。なお、調査基準価格以上で予定価格以内の入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札を 1 回だけ行う（すべての入札者が調査基準価格に満たない入札をした場合を除く）。

開札終了後、「17.落札者決定の方法」に定める方法により落札者を決定する。

17. 落札者決定の方法

17.1 落札者決定の方式

市は、価格及びその他の条件が最も有利な提案をした者を決定する総合評価一般競争入札（地方自治法第234条第3項及び地方自治法施行令第167条の10の2第1項に定める一般競争入札をいう。以下同じ。）により事業者を決定する。

17.2 落札者決定の体制

市は、事業者を総合評価一般競争入札により選定するにあたり、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項に基づいて意見交換会を設置し、入札参加者から提出された事業者提案書の内容を評価するための基準等に係る意見聴取及び品質確保の促進にかかる学識経験者の意見聴取実施要領に基づく学識経験者の意見聴取を行い、市はこれらの意見を参考として事業者を選定する。

17.3 落札者決定の方法

市は、以下の手順により落札者を決定する。

① 資格審査

資格審査は、入札参加希望者が、本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、本入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

市は、入札参加希望者が提出した参加表明書等について、資料作成の不備の有無及び本入札説明書に示す入札参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び入札参加資格が無いと認められる者を欠格とする。

なお、資格審査の結果は、入札書及び事業者提案書を提出できる有資格者を選定するものであり、資格審査の結果は、提案審査に影響を与えるものではない。

資格審査の結果、有資格者である入札参加者は、入札書及び事業者提案書を提出することができる。

② 基礎審査及び提案審査

提案審査は、総合評価一般競争入札により落札者を決定するため、入札参加者が提出した事業者提案書の内容を審査するものであり、「市川市次期クリーンセンター整備・運営事業 落札者決定基準」及び当該資料に係る質問回答書（以下「落札者決定基準」という。）に従い、基礎審査及び提案審査を行う。

また、提案審査の過程において事業者提案書を提出した入札参加者を対象としたヒアリングを実施する予定であり、ヒアリングの日時については追って通知する。

ア 基礎審査

市は、入札参加者が提出した基礎審査資料について、資料作成の不備の有無、要求水準書に示された性能要件を満たせるような計画であること、本入札説明書に示した契約条件に則った契約形態となっていること、経営管理計画の妥当性について確認し、要求水準書に示された性能要件を満たすことができないと認められる計画を提出した者を失格とする。

イ 提案審査

市は、入札参加者が提出した提案審査資料について、資料作成の不備の有無を確認し、意見交換会及び品質確保の促進にかかる学識経験者の意見聴取実施要領に基づく学識経験者から落札者決定基準に基づいた提案審査資料の内容を評価するための基準等に係る意見聴取を行い、それらの意見を参考として事業者を選定する。

提案審査資料の評価は、落札者決定基準に定める評価項目ごとに評価に応じた点数を付与する。

なお、事業者提案について下記の場合は失格とする。

- ・ 本事業とは明らかに無関係な内容である場合
- ・ 明らかに他の入札参加者の事業者提案を入手し、使用している場合
- ・ 要求水準書に示された性能要件を満たすことができないと認められる場合

③ 開札

開札については、16 を参照する。

④ 総合評価

ア 価格及び価格以外の要素がもたらす総合評価の方法は、技術評価点を当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

イ 市は、下記(ア)、(イ)に示す要件のいずれにも該当し、審査を通過した入札書及び事業者提案書を提出した入札参加者ごとに、落札者決定基準に従い行った総合評価値が最も高い者を落札者とする。なお、最も高い総合評価値の者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とし、入札価格が同額の場合は、提案の評価項目で「②. 安全性・安定性に優れた施設」の評価が高い者を落札者とし、それでも順位が決定しない場合には、当該者によるくじにより落札者を決定する。

(ア) 入札価格が予定価格を超えていないこと。

(イ) 入札価格が市川市財務規則第98条の2第1項に規定する一般競争入札に係る調査基準価格に満たない場合には、低入要綱第8条に規定する市川市低入札価格調査委員会において落札者とすべきと判定されていること。

ウ ア及びイの定めにかかわらず、落札者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるときは、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする可能性がある。

⑤ 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、5の市川市公式 Web サイトに掲載することにより公表する。

18. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、契約を締結しないことができるものとする。

- ① 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 委任状を同封していない代理人のした入札
- ③ 入札参加表明書に記載された応募グループの代表企業以外の者のした入札
- ④ 入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札
- ⑤ 内訳書の提出のない入札又は内訳書に不備がある入札

- ⑥ 記名押印を欠く入札
- ⑦ 金額を訂正した入札
- ⑧ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- ⑨ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑩ 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑪ 入札書が所定の日時までに所定の場所に到着しないもの
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

19. 基本協定の締結

落札者は、落札決定後速やかに、市を相手方として基本協定を締結すること。

20. 特別目的会社の設立等（特別目的会社を設立する場合）

落札者は、基本協定の締結後速やかに、基本協定の定める運営事業を行う特別目的会社（運営事業者）を設立し、市川市内に本店（本社）を置くこと。なお、次期クリーンセンター内に移転することも可とする。

また、運営事業者の株主は以下の要件を満たすこと。

- ① 代表企業である株主が、運営事業者の株主総会における全議決権のうち、2分の1を超える議決権を、事業期間中を通じて保有すること。
もしくは、施設整備企業が複数の企業で構成される場合は、施設整備企業の出資企業の合計で、2分の1を超える議決権を保有し、代表企業の特別目的会社への出資割合は出資者中で最大になるものすること。
- ② 運営事業者の株主は、原則として本件の運營業務委託契約が終了するまで運営事業者の株式を保有することとし、市の事前の書面による承認がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

21. 施設整備請負契約の締結

市は、企業グループの構成企業のうちプラントの設計業務及び建設業務を実施する企業と施設整備請負契約を締結する。ただし、複数企業の場合は民法上の組合契約に基づく共同事業体を結成し、これと施設整備請負契約を締結する。なお、本件入札に参加するにあたり共同事業体の結成を予定する施設整備企業は、入札時に共同事業体に関する協定書（様式は任意）を作成して市に提出すること。また、市と施設整備請負契約を締結した共同事業体の有効期間は、施設整備業務の終了後3か月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、施設整備業務につき契約不適合責任がある場合には、構成企業は連帯してその責を負うものとする。

22. 事業契約の締結

22.1 事業契約書の作成

基本契約、施設整備請負契約、運營業務委託契約により作成するものとする。なお、事業契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は落札者の負担とする。

22.2 事業契約の締結

市は、事業者との間において基本契約、施設整備企業との間において施設整備請負契約、施設運営企業（特別目的会社を設立する場合は運営事業者）との間で運營業務委託契約を締結する。

施設整備請負契約は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、市川市議会の契約議案の可決を要する。そのため、市議会（令和 7 年 6 月（予定））において施設整備請負契約の本契約についての可決が得られるまでは仮契約とし、可決が得られた場合に本契約とする。

また、基本契約及び運營業務委託契約は、施設整備請負契約を効力発生条件とする。

22.3 事業契約を締結しない場合

① 入札参加資格の欠如

落札者決定日の翌日から施設整備請負契約の本契約の締結日までの間、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くこととなった場合、市は落札者に書面により通知の上落札決定を取り消し、事業契約を締結せず又は施設整備請負契約の本契約を締結しないことができるものとする。市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。この場合において、市は、本来の落札者となるべき者が特定される場合は、当該落札者となるべき者を落札者とし、契約の相手方とする。

② 基本協定に定める事項

落札者の構成企業のいずれかが基本協定第 13 条（特別目的会社を設立する場合は第 16 条）第 4 項、第 5 項及び第 6 項に定める事項に該当する場合、市は落札者に書面により通知の上、事業契約を締結せず又は施設整備請負契約の本契約を締結しないことができるものとする。

③ 留意事項

①及び②により事業契約を締結しない場合又は施設整備請負契約の本契約を締結しない場合、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

22.4 契約金額

契約金額及びその内訳における施設整備費及び施設運営費相当額は、落札者の入札書、施設整備費内訳書及び施設運営費内訳書に記載された金額に 100 分の 110 を乗じた額とする。

23. 賃金又は物価の変動に基づく施設整備費の変更又は施設運営費の見直し

- ① 賃金又は物価の変動に基づく施設整備費の変更については施設整備請負契約書第 42 条に基づいて行う。
- ② 賃金又は物価の変動に基づく施設運営費の見直しについては運營業務委託契約書別紙 6 に基づいて行う。
- ③ ①及び②の物価変動前の初回基準日は各契約締結日とする。

24. その他

- ① 本件入札及び契約の締結に係る手続において交渉は行わない。
- ② 本件入札及び契約の締結に係る手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ③ 入札参加者は、本入札説明書を熟読し、かつ、遵守すること。
- ④ 入札をした者は、入札後、本入札説明書についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格停止を行うことがある。
- ⑥ 事業提案を認めることにより、事業者の責任が軽減されるものではない。
- ⑦ 入札公告後のスケジュールを変更する可能性がある。
- ⑧ 提出された入札参加確認資料及び事業者提案書等は返却しない。
- ⑨ 落札者は、市川市建設工事指導要綱第9条の規定により、社会保険等未加入建設業者をすべての回数において下請負人とするのが原則できない。
- ⑩ 落札者は、できる限り下請けを市内業者とすること。
- ⑪ 落札者は、市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止措置期間中の者との下請負契約等は原則できない。なお、下請負契約等には、建設廃棄物処理委託契約を含む。

25. 添付書類

本入札説明書の添付書類は次のとおりである。

別紙1 配置図

別紙2 市川市次期クリーンセンター整備・運営事業の事業スキーム図

別紙3 市川市次期クリーンセンター整備・運営事業における市と事業者の業務範囲

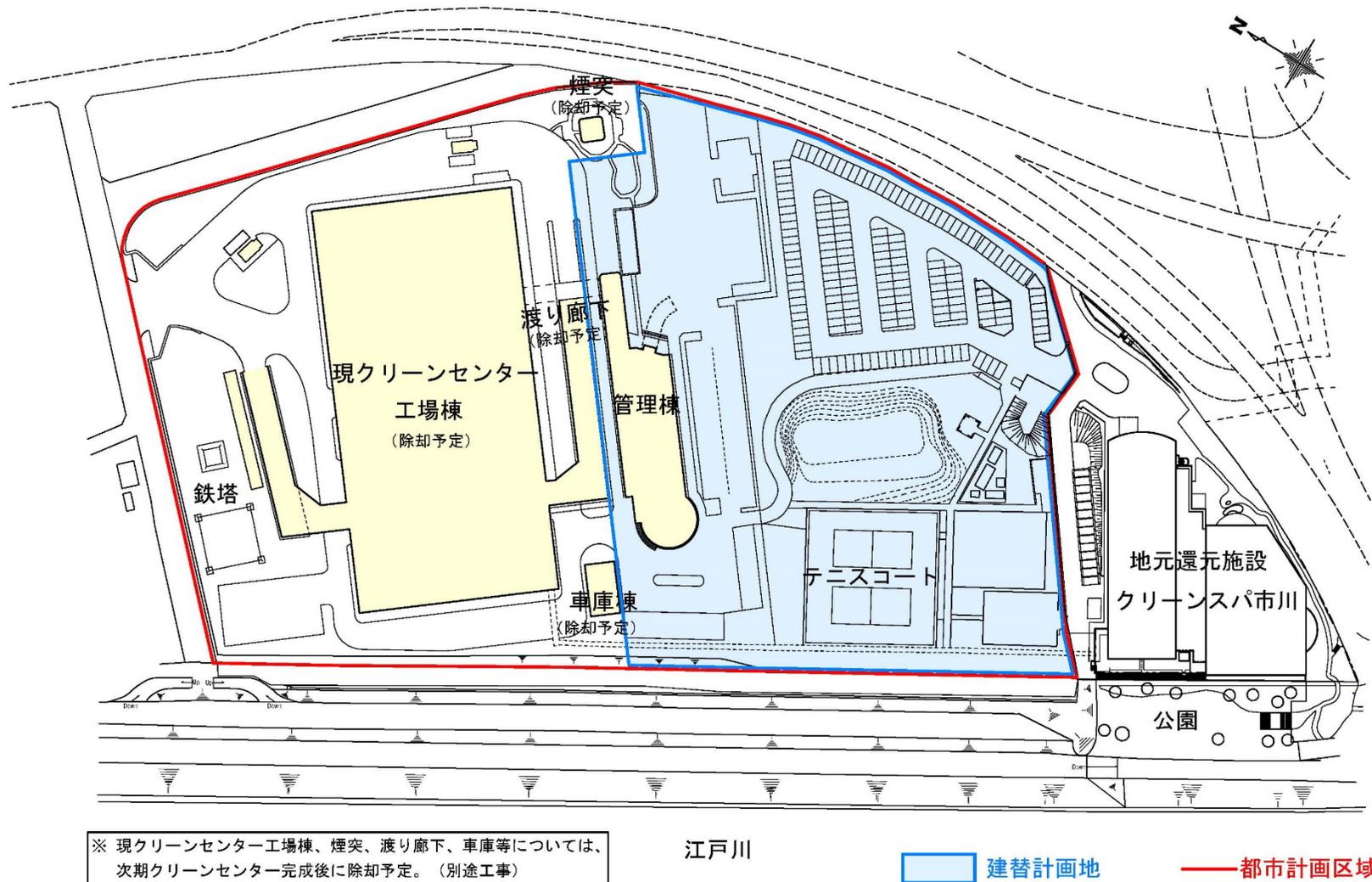
別紙4 リスク分担表

別紙5 用語の定義

別紙6 業務期間中におけるモニタリング及び減額方法

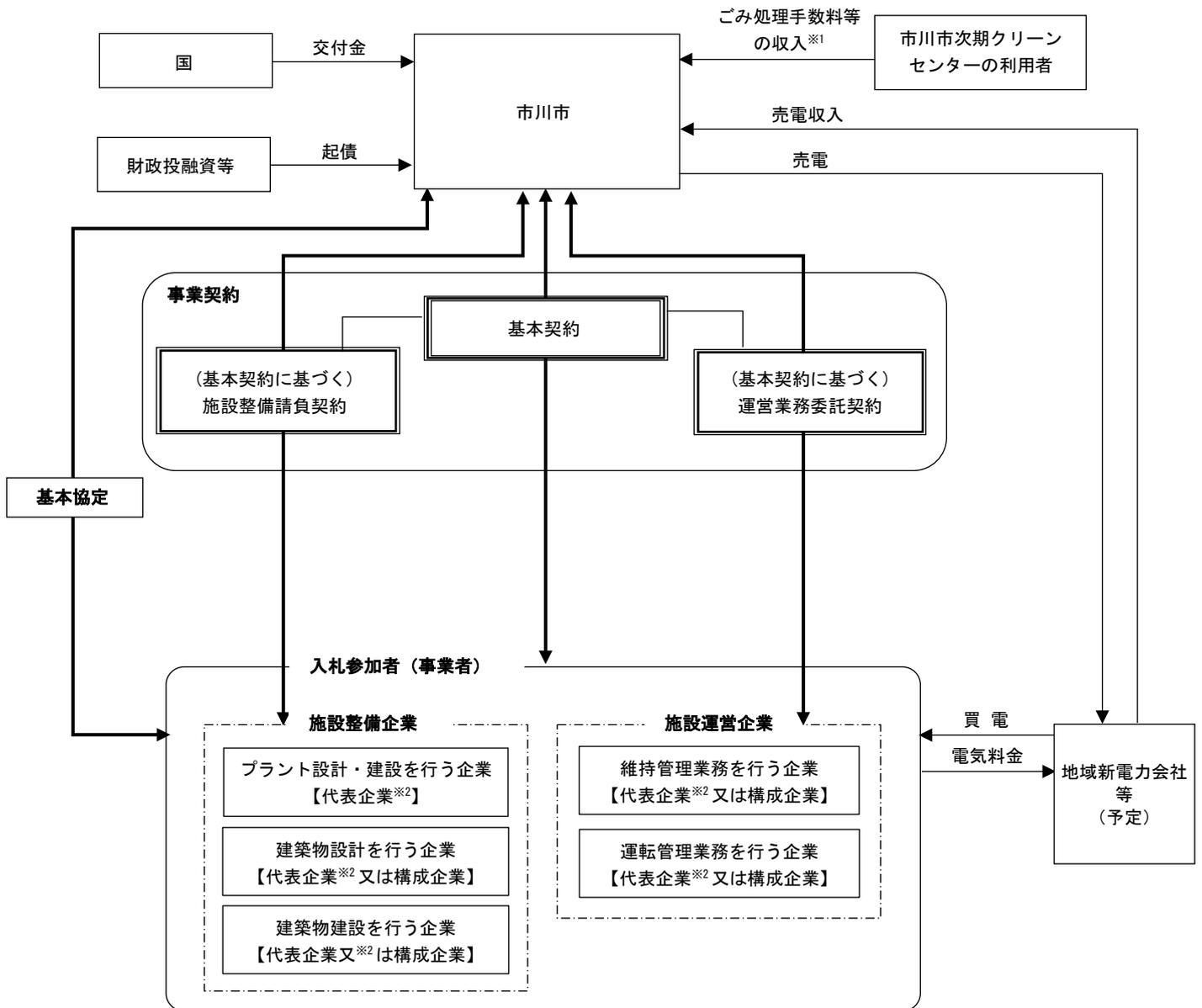
- ・市川市次期クリーンセンター整備・運営事業 要求水準書
- ・市川市次期クリーンセンター整備・運営事業 参考資料一覧
- ・市川市次期クリーンセンター整備・運営事業 落札者決定基準
- ・市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する基本協定書（案）
- ・市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する基本契約書（案）
- ・市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備請負契約書（案）
- ・市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する運營業務委託契約書（案）
- ・市川市次期クリーンセンター整備・運営事業 提出書類の記載要領
- ・市川市次期クリーンセンター整備・運営事業 提出書類の様式集

別紙1 配置図



別紙2 市川市次期クリーンセンター整備・運営事業の事業スキーム図

【運営事業者を設立しない場合】

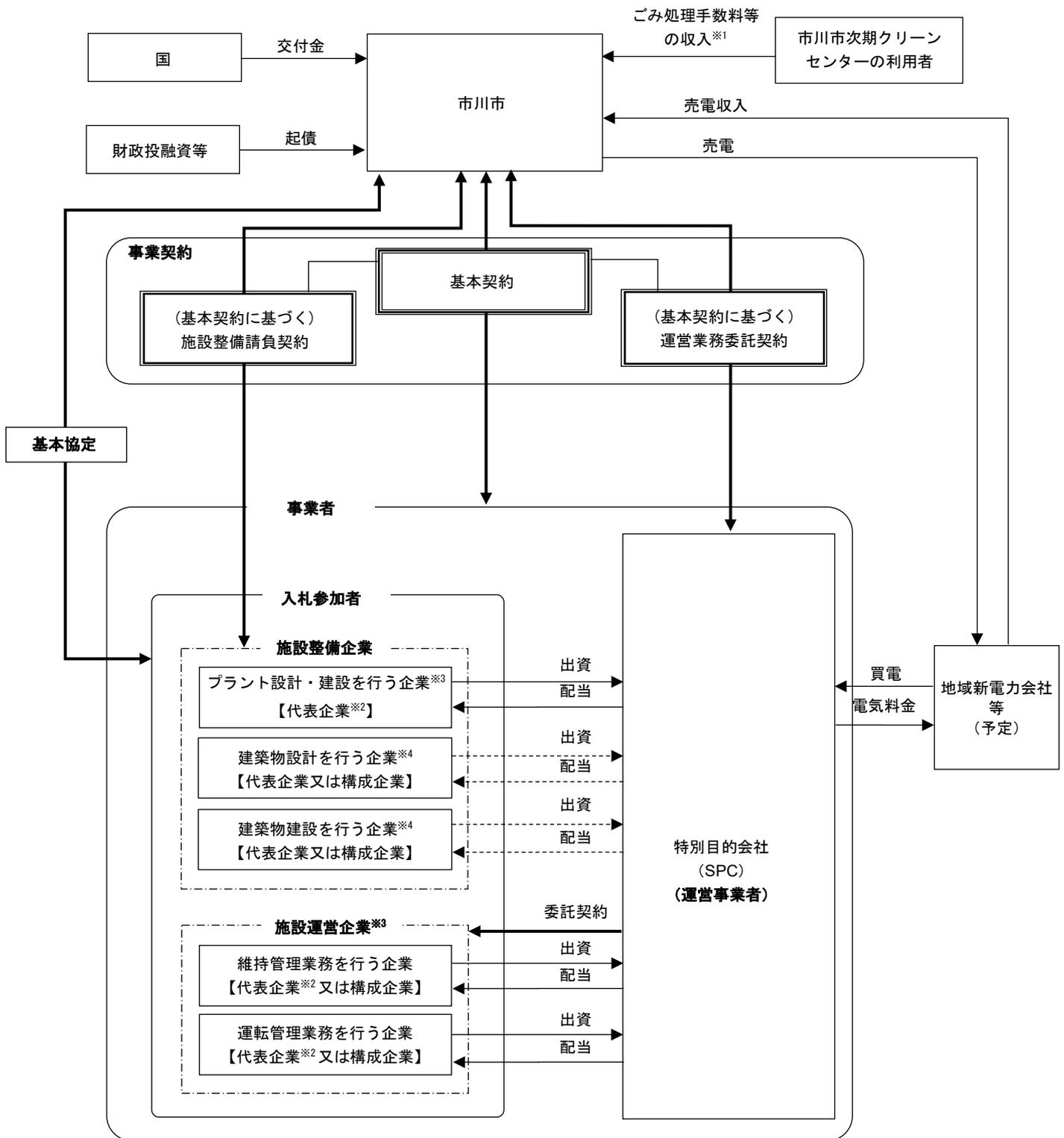


※1 ごみ処理手数料の徴収業務は事業者の業務とする。

※2 施設整備企業の代表企業および施設運営企業の代表企業は同一企業とする。

別紙2 市川市次期クリーンセンター整備・運営事業の事業スキーム図

【運営事業者を設立する場合】



- ※1 ごみ処理手数料の徴収業務は事業者の業務とする。
- ※2 施設整備企業の代表企業および施設運営企業の代表企業は同一企業とする。
- ※3 プラント設計・建設を行う企業と施設運営企業は必ず運営事業者に出資すること。
- ※4 建築物設計を行う企業および建築物建設を行う企業は運営事業者への出資は任意とする。

別紙3 市川市次期クリーンセンター整備・運営事業における市と事業者の業務範囲

業務区分	業務項目	業務内容	業務範囲		備考	
			市	事業者		
施設整備業務	事前調査	地盤調査		○		
		テレビ受信障害調査		○		
	設計	官庁等との協議・手続き			○	
		基本設計			○	
		実施設計			○	
		設計段階での許認可手続き			○	市で申請する必要がある場合、事業者は資料作成補助を行う。
		設計段階での周辺住民説明	○	○		説明は市及び事業者が行う。説明資料作成は事業者が行う。
		設計監理	○			
	建設	既存インフラ盛替			○	必要に応じて実施。
		敷地内インフラ整備			○	
		施工前許認可手続き			○	市で申請する必要がある場合、事業者は資料作成補助を行う。
		施工時の周辺住民説明	○	○		説明は市及び事業者が行う。説明資料作成は事業者が行う。
		安全衛生管理			○	
		環境保全			○	工事期間中の環境モニタリング設備を含む。
		工事に必要な仮設物設置			○	
		工事監理者の仮設事務所等			○	
		残存工作物・樹木等の撤去	△	○		事前に事業者に提示している残存工作物等は事業者が実施する。ただし、予期せぬ地中障害物等は別途協議を行う。
		建設発生土の処分			○	
		工事に伴う損傷等の復旧			○	
		環境影響評価事後調査の実施、報告	○	○		事業実施区域外の調査は市が行う。事業実施区域内の調査は事業者が行う。
		施工図等の作成			○	
		工事積算内訳書の作成			○	
		交付金の申請	○	△		事業者は申請手続きに関する協力をを行う。
		完成図書の作成			○	
	施工監理	○				
	試運転・引渡し	試運転等の事前準備			○	
		試運転・運転指導			○	
		試運転に伴う用役費			○	
		負荷運転を行うための処理対象物の提供に要する費用	○			
		試運転により発生する焼却残さ、不燃残さ等の処分に要する費用	○			
		試運転により発生する電力の売電収入	○			
		施設運営マニュアル作成			○	
	運転管理業務	処理対象物の受入	ごみの収集・運搬	○		
受付管理				○	市で処理できない物の指導・教育も含める。	

業務区分	業務項目	業務内容	業務範囲		備考
			市	事業者	
処理対象物の適正処理	案内・指示	案内・指示		○	
		料金徴収		○	
	誘導・指示	燃やすごみの焼却処理		○	
		残さ類、金属類の貯留・保管・配車・積込等		○	
		残さ類、金属類の運搬・処分・資源化	○		
		燃やさないごみ・粗大ごみ受入時の分別保管		○	
		燃やさないごみ・粗大ごみの破砕・選別		○	
		燃やすごみの展開検査	○	○	行政指導は市が実施。運搬・選別・搬出等の作業は事業者が実施。
		燃やさないごみ・粗大ごみの破砕・選別		○	
	処理不適物の対応	処理不適物の混入防止		○	
場内処理が可能な処理不適物の処理			○	マットレス・剪定枝は除く。	
場内処理が不可能な処理不適物の処理		○			
場外処理する処理不適物の一時保管・積込			○		
その他	搬入物の性状分析		○		
	搬出物の性状分析		○		
	災害発生時の対応 (人身の安全確保、施設の安全確保、災害廃棄物の受入れ・処理)		○		
	運転、補修、更新等に伴い発生する廃棄物の適正処理		○		
	緊急時の対応	○	○	事業者が緊急時の対応マニュアルを整備する。緊急搬出先の協議は市が行う。	
運転管理時の計測管理	運転計画・管理記録等の作成		○		
プラント設備検査	プラント設備法定検査		○		
	プラント設備法定以外の検査		○		
用役管理			○	薬剤等	
小動物火葬業務	受付管理		○		
	案内・指示		○		
	料金徴収		○		
	一時保管・火葬業務		○		
	整骨・収骨等業務		○	収骨は利用者が行うことを基本とする。	
罹災ごみ	罹災者への減免手続き	○			
	罹災ごみの処理		○	受入基準に適合するものに限る。	
その他運転管理に必要な業務			○		
エネルギー有効利用	廃熱を用いた熱供給・発電及び電気供給		○	供給施設の管理。	
	ごみ焼却処理施設等の供用開始前の売電に係る事務手続き	○	△	事業者は事務手続きに関する協力を行う。	
	ごみ焼却処理施設等の供用開始後の売電及び売電に係る事務手続き	○	△	事業者は事務手続きに関する協力を行う。	
	売電収入	○			
	その他再生可能エネルギーの活用		○		

業務区分	業務項目	業務内容	業務範囲		備考	
			市	事業者		
維持管理業務	施設の補修・更新等	補修計画の策定		○		
		各設備・機器の点検、補修、設備更新		○		
		電気工作物に係る保安業務		○		
		関係法令に係る各種届出		○		
	清掃管理	清掃管理		○		
	樹木等植栽管理	樹木管理		○		
		芝生管理		○		
	警備等	日常警備		○		
		緊急時の対応		○		
	安全衛生管理・防災管理			○	事業者は教育も行う。	
	環境管理（公害防止）			○		
	情報管理	運転管理の情報管理及び官庁等への報告			○	
		維持管理の情報管理及び官庁等への報告			○	
		安全衛生管理・防災管理の情報管理及び官庁等への報告			○	
その他	見学者対応			○	行政視察への対応は市が実施。	
	周辺市民対応		○	○	市が行うが、夜間などは事業者にて対応。	
	運営モニタリング		○	○	連続監視は事業者が行う。	
引継ぎ業務	業務期間終了時の引継ぎ	第三者機関による性能確認検査	○	○	市及び事業者において立合・確認を実施。	
		建物の主要構造部の劣化状況の確認		○		
		内外の仕上げや設備機器等の劣化状況の確認		○		
		設計図書に規定されている基本的な性能の確認		○		

○主分担、△従分担

注) 本業務範囲は、本事業における主な業務範囲に対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、要求水準書において示す。

別紙4 リスク分担表

期間	リスク項目	概要	分担		
			市	事業者	
共通	契約	事業者との契約不調、又は契約手続きの遅延リスク (市の責めにより契約が結べない、又は遅延によるもの)	○		
		事業者との契約不調、又は契約手続きの遅延リスク (事業者の責めにより契約が結べない、又は遅延によるもの)		○	
	制度関連	制度・法令変更	関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○	
		税制変更	事業者の利益に課せられる税制度の変更(例:法人税率等の変更)、新税の設立に伴うリスク		○
			これら以外の税制度の変更、新税の設立に伴うリスク	○	
		政治	首長交代、政策方針の転換、議会承認、財政破綻、許認可の取得、遅延等に係る操業中止に伴うリスク	○	
		許認可取得	市でなければ取得できない許認可の遅延リスク	○	
			上記以外の許認可の遅延リスク		○
	補助金等	事業者の事由により予定していた補助金額等が交付されないリスク、又は補助金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク		○	
		その他の事由により予定していた補助金額等が交付されないリスク、又は補助金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク	○		
	社会環境	住民対応	事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		○
			住民対応に伴う計画遅延・仕様アップ・管理強化による操業停止・コスト増大のリスク	○	
		第三者賠償 ^{※1}	市の責めにより発生する賠償リスク	○	
			市の責め以外により発生する賠償リスク		○
	環境保全	事業者が実施する業務に起因する、有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合に関するリスク		○	
		物価変動	インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲内)		○
			インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲を超えた部分)	○	
	資金調達	事業者における本事業実施に際して必要とする資金の調達に係るリスク		○	
		市において本事業実施に際して必要となる資金の調達に係るリスク	○		
	不可抗力 ^{※2}	市及び事業者の行為とは無関係に外部からの障害で通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ないものにより事業の実施が不可能となるリスク	○	△	
		市及び事業者の行為とは無関係に外部からの障害で通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ないものにより遅延が発生するリスク	○	△	
	債務不履行	事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク		○	
		市の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク	○		
設計段階	測量・調査の不備	事業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う設計変更及び仕様変更によるコスト増大リスク		○	
		市が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う設計変更及び仕様変更によるコスト増大リスク	○		
	基本・実施設計変更	事業者の基本・実施設計ミス等による設計の変更、遅れによるコスト増大リスク		○	
		市の提示条件、指示の不備、市の要求に基づいた変更によるコスト増大リスク	○		
建設着工遅延	事業者の事由による建設着工遅延によるコスト増大リスク		○		
	市の事由による建設着工遅延によるコスト増大リスク	○			
建設段階	地中障害物	市があらかじめ提示した事業用地の情報・資料から合理的に想定できる地質障害や地中障害物等に関するコスト増大リスク		○	
		上記以外の地質障害、地中障害物等に関するコスト増大リスク	○		
	用地不備	用地確保の遅延に関するコスト増大リスク	○		
	工事遅延	事業者の事由による資材調達、工程管理等に係る工事遅延によるコスト増大リスク		○	
市の指示等の事由による工事遅延に係るコスト増大リスク		○			

期 間	リスク項目	概 要	分担	
			市	事業者
運営段階	工事費増大	事業者の事由による工事費等の増大リスク		○
		市の提示条件不備及び指示等の事由による工事工程、工事方法の変更による工事費増大リスク	○	
	試運転・引渡性能試験での性能未達	試運転・引渡性能試験の結果、契約で規定した要求性能未達等の事業者の事由によるコスト増大、遅延リスク		○
		試運転・引渡性能試験に要するごみの供給等の市の事由によるコスト増大、遅延リスク	○	
	ごみ量・ごみ質の変動	搬入する一般廃棄物等のごみ量・ごみ質が契約に規定する範囲内で変動した場合のコスト変動リスク		○
		搬入する一般廃棄物等のごみ量・ごみ質が契約に規定する範囲を超えて変動した場合のコスト変動リスク	○	
		災害廃棄物等によりごみ質・ごみ量が変動した場合のコスト変動リスク	○	
	性能未達	施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合のコスト増大リスク		○
		市の事由により契約に規定する以上の性能を満足するために改修が必要となった場合のコスト増大リスク	○	
	施設の契約不適合	事業期間中における施設の契約不適合に係るリスク		○
運営コスト増大・運転停止によるごみ処理量未達	設備機器の運営・維持管理の要求水準未達によるコスト増大、運転停止リスク		○	
	搬入する一般廃棄物に処理不適物が混入していた場合（事業者の注意義務違反の場合）のコスト増大、運転停止リスク		○	
	搬入する一般廃棄物に処理不適物が混入していた場合（事業者の注意義務違反の場合を除く）のコスト増大、運転停止リスク	○		
施設破損	その他の運営不備によるコスト増大、運転停止リスク		○	
	市による事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク	○		
	事業者による事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク		○	
余剰電力売電収入の変動	第三者による施設の破損に伴うコスト増大リスク ^{※3}	○	△	
	電力会社の売電単価変更による余剰電力売電収入の変動リスク	○		
	搬入する一般廃棄物等のごみ質・ごみ量の変動による余剰電力売電収入の変動リスク	○		
	事業者の事由による運転停止等に伴う余剰電力売電収入の変動リスク		○	
余熱利用施設への供給	市及び第三者の事由による運転停止等に伴う余剰電力売電収入の変動リスク	○	△	
	電力及び高温水の供給停止に伴う損害賠償リスク（市の事由により供給停止となった場合）	○		
ユーティリティの事故・故障、運転停止	電力及び高温水の供給停止に伴う損害賠償リスク（事業者の事由により供給停止となった場合）		○	
	事業者の事由によるユーティリティ（電気、ガス、上水道、工業用水、通信）の事故・故障によるコスト増大、運転停止リスク		○	
事業終了時	市及び第三者の事由によるユーティリティ（電気、ガス、上水道、工業用水、通信）の事故・故障によるコスト増大、運転停止リスク	○	△	
	施設の性能確保	事業終了時における施設の性能確保に係るリスク		○
	事業終了時の諸手続きに係るコスト増大	事業終了時の諸手続きに係る事業者の事由によるコスト増大リスク		○
事業終了時の諸手続きに係る市の事由によるコスト増大リスク		○		

○主分担、△従分担

※1 原則として事業者がリスクを負うが、事業者に責がなく、かつ事業者の負担が過大であると市が認める場合は協議することができる。

※2 基本的には市がリスクを負うが、事業者の保険で対応できるものであれば、協議により活用する。

※3 事業者の注意義務違反など帰責性がある場合を除いて市の分担。また、軽微なもの（税抜100万円未満）については事業者の分担とする。

別紙5 用語の定義

「市川市次期クリーンセンター整備・運営事業 入札説明書」において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。なお、各用語は五十音順に列記している。

- 1 「運営事業者」とは、市川市次期クリーンセンターの施設運營業務の遂行のみを目的とした会社法に規定する株式会社（特別目的会社）のことをいう。なお、運営事業者の設立は任意とする。
- 2 「構成企業」とは、入札参加者を構成する企業のうち、企業グループを構成する企業をいう。
- 3 「事業契約」とは、基本契約、施設整備請負契約（仮契約を含む。）及び運營業務委託契約により構成されるものとし、本事業を実施するうえで一体の契約をなすものとする。
- 4 「事業者」とは、本事業の施設整備業務及び施設運營業務を実施する民間事業者のことをいう。
- 5 「事業者提案書」とは、本事業に関する入札手続において事業者が市に提出する本事業の実施に関する提案書類一式（入札手続のヒアリング等における回答を含む。）をいう。
- 6 「施設運営期間」とは、ごみ焼却処理施設等の引渡日の翌日（同日を含む。）から理由の如何を問わず運營業務委託契約が終了した日（同日を含む。）又は令和32年12月末日（同日を含む。）のいずれか早い方の日までの期間をいう。
- 7 「施設運営企業」とは、市川市次期クリーンセンターの施設運營業務を実施する企業のことをいう。単独企業又は民法上の組合契約に基づく共同事業体を構成するものとする。
- 8 「施設運營業務」とは、本事業における市川市次期クリーンセンターの運転管理業務及び維持管理業務、施設運營業務期間終了時の市への引き継ぎ業務の総称をいう。
- 9 「施設整備期間」とは、施設整備請負契約の本契約の締結日（同日を含む。）からごみ焼却処理施設等の引渡日（同日を含む。）までの期間をいう。
- 10 「施設整備企業」とは、市川市次期クリーンセンターの整備（設計・建設・撤去等）を実施する企業のことをいう。単独企業又は民法上の組合契約に基づく共同事業体を構成するものとする。
- 11 「施設整備業務」とは、基本契約、施設整備請負契約、要求水準書等に基づいて市川市次期クリーンセンターを整備する業務をいう。
- 12 「施設整備費」とは、本事業において基本契約及び施設整備請負契約に基づいて市が施設整備企業に支払う施設整備業務を実施したことの対価の総額をいう。
- 13 「出資企業」とは、運営事業者を設置する場合において、構成企業のうち、運営事業者に出資する企業をいう。
- 14 「入札参加希望者」とは、本事業の入札に参加を希望する民間事業者で構成される者（単独企業又は複数の企業により構成される企業グループ）のことをいう。
- 15 「入札参加者」とは、本事業の入札参加資格があると認められた入札参加希望者のことをいう。
- 16 「プラント」とは、ごみ焼却処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設等のプラントの総称をいう。
- 17 「本事業」とは、市が発注する市川市次期クリーンセンター整備及び施設運営等を行う事業のことをいう。

- 18 「入札説明書等」とは、本事業に関する入札手続において市が公表した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。
- 19 「要求水準」とは、市が本事業の実施にあたり、事業者に履行を求める水準をいう。なお、事業者提案書に記載された提案内容が要求水準書に記載された水準を上回る場合は当該提案内容による水準を適用する。
- 20 「要求水準書」とは、本事業に関する入札手続において市が公表した資料である「市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する要求水準書」及び当該資料に係る質問回答書をいう。
- 21 「要求水準書等」とは、要求水準書及び事業者提案書の総称をいう。

別紙6 事業期間中におけるモニタリング及び減額方法

1. 施設整備モニタリング

1.1 モニタリングの方法

市は、本施設の施設整備期間を通じ、事業者が行う本施設の施設整備業務の状況のモニタリングを行うものとする。なお、当モニタリングについては、本事業に係る設計・施工監理業務として令和7年度に業務委託の発注を予定している。

モニタリングは、事業者が要求水準書等に基づき業務の管理及び確認を行った上で、事業者が自ら確認し、市はその報告に基づき確認を行う。

(1) 書類による確認

事業者は、施設整備業務の表1に示す各書類について、それぞれの提出時期までに市に提出して、要求水準及び事業提案内容の達成状況について承諾を受ける。

なお、施設整備業務の着手前に必要な建築士法、建設業法関連の写し、関係官庁への届出書類、監理技術者、管理技術者等は別途、期日までに提出すること。

表1 提出書類及び提出時期

No	提出書類	提出時期
1	全体工程表	設計着手時
2	基本・実施設計図書 (要求水準書に示した図書)	設計完了時
3	施工計画書	建設工事着手前
4	工事管理報告書	建設工事中の日報、週報、月報、 年報(定点写真含む)
5	施工承諾図	随時
6	各種試験計画書及び試験結果報告書	随時
7	出来形及び出来高報告書	各事業年度終了時
8	試運転計画書、予備性能試験及び計画書	各試験着手前
9	試運転報告書、予備性能試験及び引渡し性能試験報告書	各試験完了時
10	完成図書及び完成届出書	建設工事完了時
11	その他市が必要とする書類	随時

(2) 現地における確認

市は、完成検査時点において要求水準書等を満たしていることの確認が極めて困難である場合、同時点において要求水準書等を満たしていない場合にその改善措置等を行うことが経済的・時間的・技術的に極めて困難である場合、若しくは施工品質を確保する上で特に重要な場合等で、施工の各段階で市が必要と認めた時には、事業者の業務内容が、表1で提出された各種書類、要求水準書等に準じているかの確認を行う。市が現地における確認を行う場合には、事業者は立ち会うものとする。

なお、その際、市は必要に応じて、施工部分を最小限度破壊し、品質及び性能の確認を行う。その確認又は復旧に係る費用は、事業者の負担とする。

また、市は、現場搬入前に機器類の検査を実施するものとし、事業者は、必要な検査、

立ち会いを行うものとする。

(3) 具体的なモニタリングの手順

施設整備業務の具体的なモニタリングの手順は、表2に示すとおりである。

表2 モニタリングの手順（施設整備業務）

No	事業者	市
1	・設計の着手にあたり、全体工程表を市へ提出する。	・事業者と協議し、内容を確認して承諾する。
2	・設計図書一式の作成を行い、市へ提出する。	・事業契約書等に基づき設計していることについて、事業者と協議し、内容を確認して承諾する。
3	・設計業務完了後、実施設計図書等を市へ提出する。	・完了検査を行う。
4	・建設の実施にあたり、施工計画書及び管理報告書の様式の作成を行い、市へ提出する。	・事業者と協議し、内容を確認して承諾する。 ・各種許認可の取得状況等を確認して承諾する。
5	・工事管理の状況の報告として、工事管理報告書（日報、週報、月報、年報）を作成し、市へ提出する。	・内容を確認し、必要に応じて事業者と協議する。 ・事業者が行う工程会議へ出席するとともに、随時、工事現場での施工状況の内容を確認して承諾する。
6	・施工承諾図を作成し、市へ提出する。	・事業者と協議し、内容を確認して承諾する。
7	・建設に係る試験又は検査が実施される場合、事前に試験計画を策定し、市の承諾を得る。試験又は検査の実施後には試験報告書を市に提出する。	・当該試験又は検査に立ち会う。 ・試験計画書、試験報告書等の内容を確認して承諾する。
8	・各事業年度終了時（施設完成年度を除く）には、出来形及び出来高報告書を作成し、市に提出する。 ・部分竣工が必要な場合は、その都度出来形及び出来高報告書を市へ提出する。	・出来形及び出来高検査を行う。
9	・試運転計画書、予備性能試験及び引渡し性能試験計画書を作成し市へ提出する。 試運転、各性能試験実施後には、報告書を提出する。	・事業者と協議し、内容を確認して承諾する。 また、試運転、予備性能試験及び引渡し性能試験の立ち会いを行う。試運転、各性能試験実施後に提出される報告書の内容を確認して承諾する。
10	・施設完成後、完成図書及び完成届出書を作成し、必要な書類を添えて、市へ提出する。	・完成検査を行う。

1.2 改善措置等

(1) 改善勧告

市は、事業者の責に帰すべき事由により施設整備業務の履行状況が要求水準を達成していない、又は達成しないおそれがあると判断した場合は、事業者に対して直ちに改善又は復旧を図るよう改善勧告をすることができ、事業者はこれに従うものとする。

また、事業者の責めにより施設整備費の支払いが遅れた場合に生じる一切の損失は、事業者が負うこととする。

(2) 契約解除

市は、再度の改善勧告を行い、これによっても改善が見込まれない場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

また、予定工期中の施設完成が不可能と見込まれる等相応の理由がある場合においても同様に、市は契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

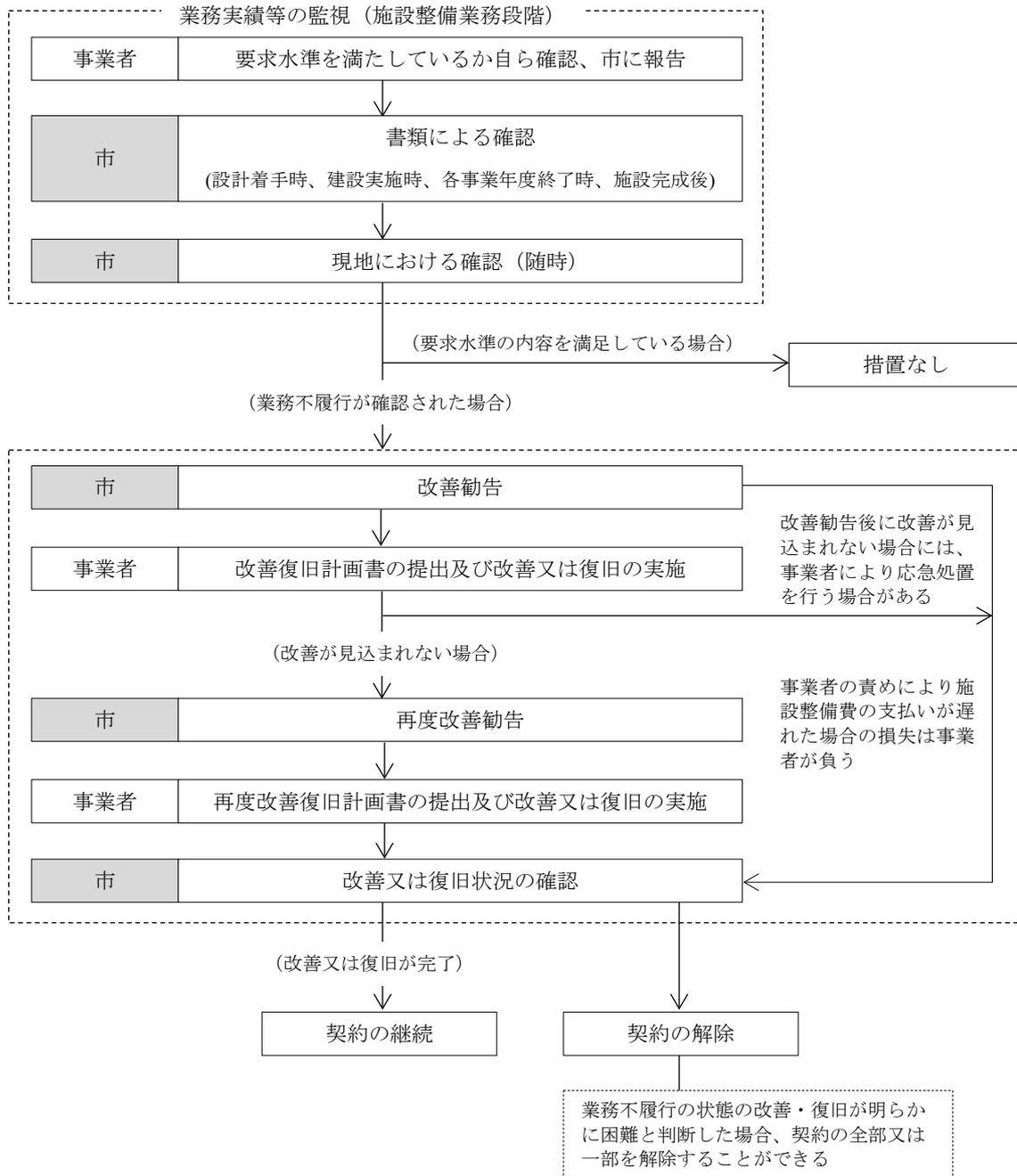


図 1 施設整備モニタリング 改善勧告等の流れ

2. 施設運營業務モニタリング

2.1 モニタリング方法

市は、事業期間にわたり、施設運營業務の実施状況についてモニタリングし、要求水準書等に定められた業務を確実に遂行しているかについて確認する。

モニタリングは、施設運営マニュアル、維持管理業務仕様書、維持管理計画書、安全作業マニュアル、緊急対応マニュアル、作業環境管理計画書（以下、総称して「施設運営マニュアル等」という。）について、施設運営企業が業務の管理及び確認を行った上で、自らにより確認し、市はその報告に基づき確認を行う。なお、当モニタリングについては、適切な時期に業務委託の発注を予定している。

(1) 書類による確認

施設運営企業は、施設運營業務に係る各業務に関して表 3 に示す各書類について、それぞれの提出時期までに市へ提出して、要求水準等の内容の達成状況について承諾を受ける。

表 3 提出書類及び提出時期

№	提出書類	提出時期
1	施設運営マニュアル等	施設運營業務開始 60 日前まで
2	年間運営実施計画書	翌事業年度開始 30 日前まで
3	月間管理運營業務実施計画書	毎月 25 日まで
4	業務報告書（日報）	当該日の翌開庁日まで
5	業務報告書（月報）	当該月の翌月 5 開庁日まで
6	業務報告書（年報）	当該事業年度終了後 5 開庁日まで
7	年間施設管理運営状況報告書	翌事業年度開始 30 日後まで
8	【運営事業者を設立する場合】 会社法上要求される計算書類、事業報告、 附属明細書、監査報告、会計監査報告及び キャッシュフロー計算書等	翌事業年度開始後 3 か月後まで
9	その他市が必要とする書類	随時

(2) 現地における確認

市は、施設運營業務のモニタリング実施にあたり、必要と認める時は、現地における確認を行う。施設運営企業は、市の現地における確認に必要な協力を行うこと。

2.2 具体的なモニタリングの手順

施設運營業務のモニタリングの手順及び施設運営企業と市の作業内容は表 4 に示すとおりである。ただし、モニタリング方法についての詳細は、施設運営企業が提供するサービスの方法に依存するため、事業契約の締結後に策定するモニタリング実施計画書において確定する。

表4 具体的なモニタリング手順（案）

項目	施設運営企業	市
計画時	<ul style="list-style-type: none"> 建設完了前に施設運営マニュアル等を作成し、市へ提出する。 年間運営実施計画書、月間管理運営業務実施計画書、業務報告書（日報、週報、月報、年報）等の様式を作成し、市へ提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設運営マニュアル等を施設運営企業と協議し、内容を確認して承諾する。 業務報告書の様式等を施設運営企業と協議し、内容を確認して承諾する。
日常モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 毎日の業務の実施に関する日常モニタリングを行い、その結果に基づき、セルフモニタリング結果報告書を作成し、業務実績報告書（日報）にその内容を含める。 業務実績報告書（日報）を市へ提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務報告書（日報、セルフモニタリング結果報告を含む）の内容及び業務水準を確認して承諾する。
	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の運営やサービスの提供に大きな影響を及ぼすと思われる事象が生じた場合には、直ちに市に報告する。 	
定期モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 業務報告書（日報）及びその他の報告事項をとりまとめ、業務実績報告書（月報、年報）を提出する。 財務諸表等を提出する。 モニタリング結果の公表について、市へ協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務実績報告書等の内容を確認し、業務実施状況の評価を行い、評価結果を施設運営企業へ通知する。 定期的に施設巡回、業務監視、施設運営企業に対する説明要求及び立会い等を行う。 モニタリング結果に基づき、施設運営費の支払いを行う。 モニタリング結果について対外的に公表する。
随時モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 適宜、説明要求や現場立会いの対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 定期モニタリングのほかに、必要に応じて、施設巡回、業務監視、施設運営企業に対する説明要求及び立会い等を行う。この結果については、定期モニタリングの結果に反映する。 市が改善措置を求めた場合、施設運営企業からの改善措置に対する対処の完了の通知等を受けて実施する。 必要に応じて、副生成物、焼却灰等及び有価物の資源化する企業等へヒアリングを行い、事実確認を行う場合がある。

※モニタリングの実施に際し、市が行うモニタリングにおいて発生した費用（第三者機関、外部委託者）は、市が負担し、それ以外に施設運営企業のモニタリングにおいて発生した費用（第三者機関による調査、分析、評価等を含む。）については、施設運営企業が負担する。

2.3 改善措置及び減額対象

(1) 改善措置レベルの判断基準等

市は、施設運營業務が事業契約書等に規定する水準及び仕様を満たしていないと判断される事象が発生した場合は、次に示す改善措置レベル基準に従い、その改善措置レベルの判断を行い、施設運営企業に通知する。

改善措置レベルとその基準

レベル1：本事業の施設運営に軽微な支障がある場合等
レベル2：本事業の施設運営において明らかに重大な支障がある場合等
レベル3：市の承諾なく事業契約書等に反する行為を行った場合、又は不法行為、虚偽の報告を行った場合等

表5 改善措置レベル別の事象例（一部）

改善措置レベル	事象例（一部）
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・施設運營業務の怠慢 ・市職員、関係者への対応・連絡不備 ・提出書類の軽微な不備 ・書類の提出遅延 ・重大な支障はないが、必要な施設運營業務の未実施 ・故障等による一部の設備の短期間の停止（停電、断線等の放置を含む） ・作業場所等の整理状況が悪い状態の放置 ・各種マニュアルの改善を必要に応じて行わない場合 ・改善指示を行うような懸念事項を生じさせた場合等 ・本事業の実施に関して軽微な支障があると判断した場合 等
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ・施設運營業務の故意による放棄 ・市職員・関係者との故意の連絡・報告未実施（長期にわたる連絡不通等） ・各種業務計画書の記載内容の未実施を原因とした故障による設備の停止 ・長期間にわたる業務従事者の不在 ・合理的な理由のない不具合等の放置 ・頻発する故障等に対して必要な対策等の未実施 ・設備使用不可の放置 ・市職員からの指導・指示への未対応 ・備品（かぎ等）、帳簿類等の紛失 ・法定点検を含む点検業務の未実施 ・必要な修繕の未実施 ・市が本事業とは別途に発注する委託、工事等において、本事業が関連する事項に対し協力しない場合 ・レベル1に該当する場合で、注意喚起をしてもなお改善が認められないと市が判断した場合等 ・本事業の施設運営に関して重大な支障があると市が判断した場合 等
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・書類への虚偽の記載、又は事前の承認を得ない変更 ・業務計画書や事業契約等に基づき市が提出を求めた書類について、正当な理由なき未提出又は虚偽の報告 ・安全管理の不備による人身事故の発生 ・環境保全に関する自主管理基準の遵守違反 ・レベル2に該当する場合で、改善勧告の手続きを経てなお改善又は復旧が認められないと市が判断した場合等 ・本事業の実施に関して重大な支障があると市が判断した場合 等

(2) 注意喚起

市は、事業契約書等を満たしていないと判断される事象がレベル 1 に該当する恐れがある場合、施設運営企業に対して、当該業務の改善又は復旧を行うように注意を行うものとする。

施設運営企業は、市から注意を受けた場合、速やかに改善又は復旧の対策を行うこととする。対策後も改善又は復旧が見込まれない場合には、市は文書による嚴重注意を行うものとする。

ただし、施設運営企業が改善又は復旧の対策を行わない場合もしくは事業契約書等に規定する要求水準及び仕様を満たしていないと判断される事象がレベル 2 又はレベル 3 に該当すると判断した場合、直ちに改善措置を求めるものとする。

(3) 改善措置による改善又は復旧

市は、施設運営企業が改善又は復旧の対策を行わない場合もしくは事業契約書等に規定する要求水準及び仕様を満たしていないと判断される事象がレベル 2 又はレベル 3 に該当すると判断した場合は、速やかにその旨を施設運営企業に通知するとともに、施設運営企業は原因の究明に努め、要求水準を満たすよう、次期クリーンセンターの補修、施設運営業務の改善等を行わなければならない。

① 施設運営の停止

市は、必要と認めるときは、施設運営企業に次期クリーンセンターの全部又は一部の運転の停止を指示するものとし、施設運営企業はこれに従わなければならない。

② 改善復旧期間

市は、施設運営企業に対し、当該通知から 60 日以内に同項に定める施設運営業務の改善等が行われる見込みがないと合理的に判断される場合を除き、施設運営業務の改善等につき、当該通知から 60 日の改善復旧期間を施設運営企業に与えるものとする。

③ 改善復旧計画書

市は、施設運営企業が運営業務委託契約に定める義務を履行しないときは、市は、施設運営企業に対し、60 日を超えない期間を定め、当該期間内に不履行を改善し、運営業務委託契約の定めに従い義務を履行すること、又は不履行を改善するために市が適当と認める内容の改善復旧計画書を市に提出することを請求することができる。

④ 改善措置の確認

施設運営企業は、③の規定による市の請求に従い不履行を改善したときは、市の確認を受けなければならない。

⑤ 改善措置の義務

施設運営企業は、市が適当と認める内容の改善復旧計画書を市に提出したときは、当該改善復旧計画書の内容を誠実に履行しなければならない。

2.4 施設運営費の減額等の方法

市は施設運営企業に対してレベル 2 又はレベル 3 に達した場合は、施設運営費を減額する場合がある。なお、レベル 2 又はレベル 3 の事象の内容、確認方法、減額方法等については、事業者と協議して決定する。

2.5 施設運営費の減額、契約の解除等

(1) 正常な運転ができない場合の施設運営費の減額

施設運営企業が、改善復旧期間に市川市次期クリーンセンターの補修、施設運営業務の改善等を行い、市川市次期クリーンセンターの正常な運転（要求水準を全て満足する運転をいう。以下同じ。）ができるよう回復できない場合は、改善復旧期間満了時から正常な運転ができるよう回復したことを市が確認するまでの期間に相当する施設運営費のうちの固定費を10パーセント（ごみ焼却処理施設の稼働が停止している場合は20パーセント）減額するものとする。ただし、要求水準の未達が不可抗力又は市の責めに帰すべき事由によることを施設運営企業が明らかにしたときは、固定費の減額は行わないものとする。

さらに、施設運営業務の不能等が、施設運営企業の責めに帰すべき事由によると認められるときは、市は施設運営企業に市が行う代替措置に要する費用を負担させるほか、履行不能期間に相当する施設運営費の固定費20パーセントを減額することができる。

(2) 要求水準の未達成の場合を除く施設運営費の減額

施設運営企業が、60日を超えない期間内に設定した改善復旧期間において、運營業務委託契約の不履行（要求水準の未達成の場合を除く。以下、本項において同じ。）を改善しないとき（不履行に対し市が適当と認める内容の改善復旧計画書を提出しないとき、又は不履行に対し施設運営企業が提出した改善復旧計画書の内容を履行しないときを含む。）は、当該期間を経過したときから施設運営企業が不履行を改善したときまでの間に相当する施設運営費のうちの固定費の5パーセントを減額できるものとする。

この規定による施設運営費の減額は、市の施設運営企業に対する損害賠償の請求を妨げるものと解してはならず、施設運営費の減額分を損害賠償の予定と解してはならない。

(3) 契約の解除

施設運営企業が改善措置を実施しても事業契約書等に規定する要求水準及び仕様を満たしていない状況となった場合等においては、市は一定期間内に契約を解除することができる。

■ モニタリング

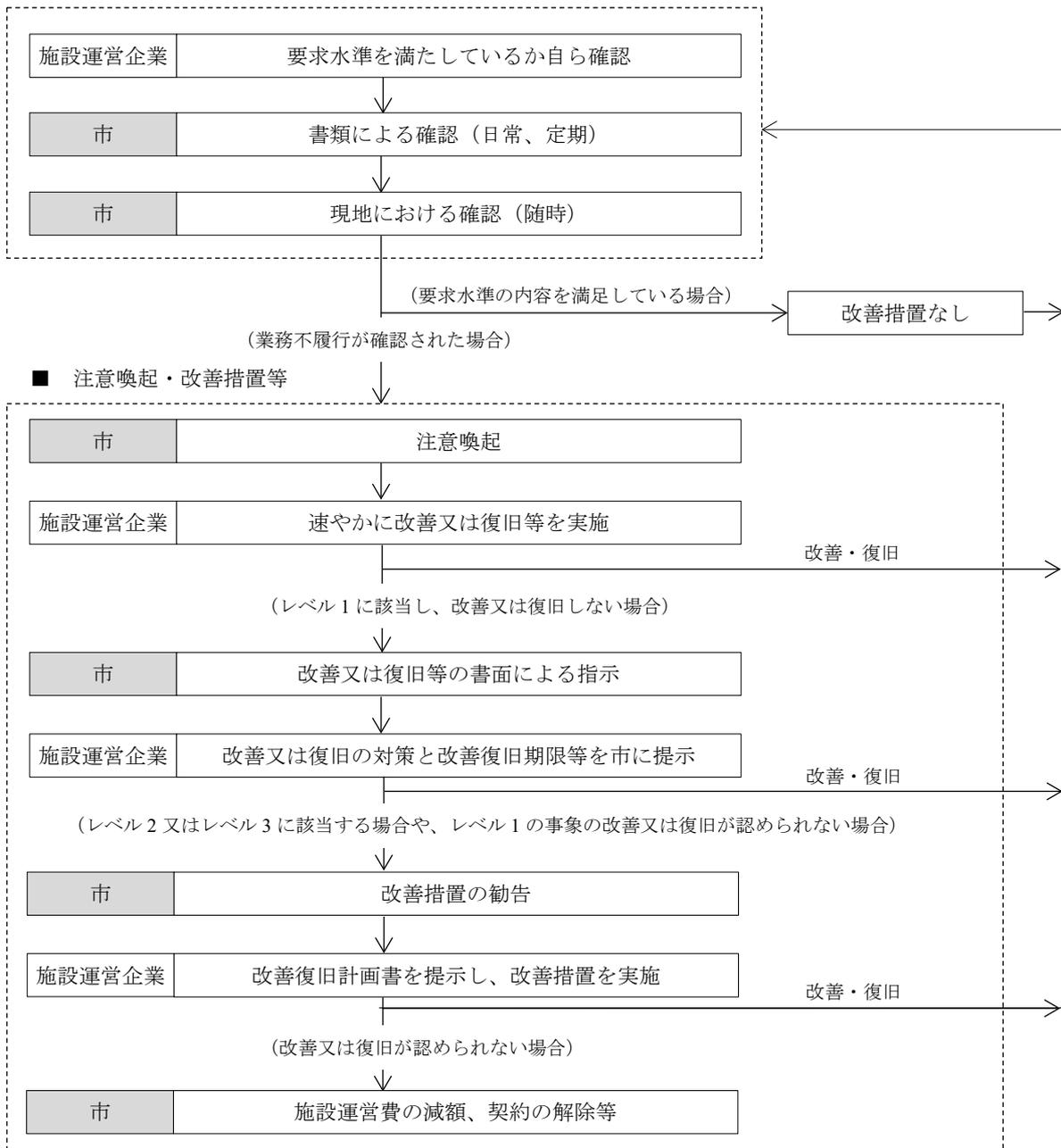


図2 施設運營業務モニタリング 改善措置等の流れ

3. 経営管理等に関するモニタリング

3.1 モニタリングの概要

市は、本事業の実施者かつ最終責任者であることから、本事業におけるサービスの提供が停止される、あるいは施設運営企業が債務超過等によって事業継続が困難になる、といった事態は回避するため、施設運営企業の経営管理等のモニタリングを実施し、早期段階に危機回避できるように備える。

具体的には、施設運営企業の実施体制やリスク対応方法の確認、資金収支のタイムリーな状況把握、株主総会資料等による経営状況の確認、直接協定による情報交換等、多様な方法により施設運営企業の経営管理等について確認する。

3.2 モニタリングの方法

(1) 経営管理等に関するモニタリング

市は、事業者と独立した会計帳簿書類及び経理規定を分離して設け、財務書類等の提出を施設運営企業に義務付ける。これにより施設運営企業の財務状況等を確認する。

これに加えて、会計データに反映される取引が事業計画どおりに事業を遂行した結果であるかどうか、また、その結果が施設運営企業の財務状況等を悪化させるものかどうか等の確認を行う。この際、施設運営企業の財務書類では事業計画との関係が確認できない場合には、必要に応じて、会計データに反映される取引に関する契約書類や、施設運営企業の実施体制、リスク対応、資金収支、施設運営企業の経営活動等の確認を行う。

(2) 実施体制についてのモニタリング

市は、施設運営企業の定款、登記簿謄本、株主名簿や、施設運営企業が締結する契約等により、事業契約の締結前に施設運営企業が設立されたかどうか、業務遂行体制が事業計画どおりに構築されたかどうかの確認を行う。

(3) リスク対応についてのモニタリング

市は、施設運営企業がリスク分担を図るための事業契約等を締結する段階において、事業計画に提案されたリスク対応として、保険の付保であれば保険契約の内容等を確認する。

(4) 資金収支についてのモニタリング

市は、財務書類の精査や資金収支についてのモニタリングを行う。具体的には、事業提案時若しくは事業年度計画見直し時点等における計画と事業契約の規定に基づいて提出される計算書類に記載された資金収支の実績との整合性を確認する。なお、整合性を確認する目的は資金収支上、概ね計画とおりに事業が実施されていることを確認することであり、計画値と実績値の乖離を認めないという趣旨ではない。

表 6 財務モニタリングの具体的手順（案）

№	対応者	対応内容
1	施設運営企業	・ 事業提案時または事業年度計画見直し時の資金収支計画と資金収支の実績を比較した表を毎年市に提出する。
2	市	・ 市は提出を受けた資料について、市で確認する。

(5) 経営についてのモニタリング

運営事業者を設立する場合、市は、運営事業者の経営における重要な意思決定がなされる取締役会や株主総会の議事録等によって、事業計画に定めのない契約の締結や、本事業と関係のない契約や業務を行っていないか等、安定的な事業の継続が困難になるような意思決定がなされていないかどうかを確認する。

(6) 市が重大な支障が生じると判断した場合の対応

施設運営企業の財政状態・経営成績の悪化、不正な資金の流用等により運営事業の安定性及び継続性に重大な支障が生じると市が判断した場合には、2.3 のとおり、改善措置等を行うものとする。

4. 契約期間終了時のモニタリング

4.1 モニタリング方法

- ① 施設運営企業は、事業期間終了5年前に、事業期間終了後の本施設等の取扱について、協議を開始する。
- ② 施設運営企業は、事業終了時の1年前に、施設の劣化等の状況及び施設の保全のために必要となる資料の整備状況の報告を行う。
- ③ 市は、②の報告内容について確認を行う。
- ④ 市及び施設運営企業は、③による確認の内容に基づき、必要に応じて協議する。
- ⑤ 施設運営企業は、要求水準書等を満たすよう、事業終了時まで、協議の結果を反映した修繕計画書に基づき修繕を行うほか、必要となる資料を整備し、市に確認等を受ける。

4.2 確認方法

(1) 書類による確認

施設運営企業は、現況図面、施設の保全に係る資料等を含めた取扱説明書等の書類を、事業終了時に市に提出して確認を受ける。

(2) 現地における確認

市は施設の現況が、(1)で提出された資料の内容のとおりであるかどうか現地における確認を行う。施設運営企業は、市の現地における確認に必要な協力を行う。